

練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託
に係るプロポーザル募集要領

令和6年10月

練馬区高齢者支援課

1 名称

練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託

2 提案募集の目的

本件は、「練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託」に関して、事業者の提案を募集するものである。応募のあった提案については、価格のみによる競争によらず、システムの機能、操作性、応募事業者の企画力、技術力および自治体業務の受託実績等の観点から選定を実施するものである。

3 応募要件

以下の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 令和6年10月28日現在、区市町村において地域包括支援事業に係るシステムの稼働実績があるパッケージシステムを取り扱うことができること。
- (2) 参加申込書提出時において、練馬区での競争入札参加資格を有していること。
- (3) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）の認証またはプライバシーマークの認証を取得していること。

4 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当する者。
- (2) 提案書提出時において「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。
- (3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。
- (4) 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税および地方消費税を滞納している者。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、手形または小切手の不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

5 本件の概要

【別添1】「練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託に係る調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 本件の概算経費

- (1) 本件に係る概算経費は、再構築費用、運用保守費用5年間分で計算し、概算経費の内訳および算定対象期間はつぎのとおり。

No.	内訳	算定対象期間
I	再構築費用	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
II	運用保守費用	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ 上記IIの運用保守費用には、ソフトウェア費用およびハードウェア費用も含む。

ただし、VPN回線使用料、情報政策課で調達するパソコン端末とプリンタのハードウェア、これに関連するソフトウェア（サーバOS（※）、データベースソフト（※）、パソコンOS、Office、CAL（※））の経費を除く。

※ 仕様書〔別紙1〕「練馬区共通基盤アプリケーション適合要件書」に記載のソフトウェアを採用した場合のみ。

- (2) 概算経費（上表IおよびII）全体の上限（6年間総額）は320,000千円（消費税10%込み）とする。上限額を超える金額を提示した場合は、失格とする。

このうち、再構築費用の上限は124,000千円（消費税10%込み）とし、これを超える金額を提示した場合も失格とする。

なお、概算経費には練馬区共通基盤使用料を含む。共通基盤使用料の算出は、本書の項目9「参加申込書等の提出」のキに定める方法によること。

- (3) 本件の算定対象期間は、実際の契約期間とは異なる場合がある。
 (4) 本件に係る契約は、再構築等業務委託と運用保守委託を別個に締結するものとする。

7 スケジュール（予定）

No.	行程	日程
I	募集開始（質問受付も同時に開始）	令和6年10月28日（月）
II	参加申込書の提出期限	令和6年11月7日（木）
III	質問票の提出期限	令和6年11月8日（金）
IV	質問への回答日	令和6年11月19日（火）
V	参加辞退届／財務書類の提出期限	令和6年11月22日（金）
VI	提案書等の提出期限	令和6年11月29日（金）
VII	一次審査結果通知	令和6年12月23日（月）
VIII	デモンストレーション	令和6年12月26日（木）
IX	プレゼンテーション（二次審査）	令和7年1月15日（水）
X	二次審査結果通知	令和7年2月14日（金）

8 書類等の提出先

項目9～13に係る提出書類等の提出先は、つぎのとおりとする。

郵送によるもの	〒176 - 8501 東京都練馬区豊玉北6丁目 12 番 1 号
持参によるもの	練馬区高齢施策担当部高齢者支援課管理係 金井
電子メールによるもの	KOUREISYASIEN01@city.nerima.tokyo.jp

9 参加申込書等の提出

本件プロポーザル方式による事業者選定への参加を希望するものは、つぎのとおり参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年11月7日（木）午後5時まで
- (2) 提出方法：持参
- (3) 提出物

参加申込書類として、つぎの書類を一部ずつ提出すること。

ア 様式1「『練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託』プロポーザル参加申込書」（代表者印を押印したもの）

イ 様式2「受託実績一覧」

ウ 東京電子自治体共同運営サービスにおける、練馬区の競争入札参加資格受付票の写し（裏面の印鑑証明部分を含む）

エ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001/ISMS）またはプライバシーマークの登録証の写し

オ 会社概要（パンフレット等でも可）

カ 法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税および地方消費税にかかる直近の納税を証するもの（公的機関が発行等したものに限る）

キ 様式3「仮想サーバ見積依頼書」

※ 仕様書の項目3「調達の基本方針」に記載のとおり、システムは練馬区共通基盤上に構築するものとする。当該共通基盤使用料を算出するため、「仮想サーバ見積依頼書」に必要事項を記載のうえ提出すること。

提出を受けた後、区から共通基盤提供事業者あてに見積りを依頼し、当該見積り結果を本件参加申込者に通知する。本書の項目13「提案書等の提出」に定める提出書類、様式7「システム事前評価見積書」には上記の見積り結果を盛り込んで経費を算出すること。

ク 様式4「秘密保持宣誓書」（代表者印を押印したもの）

10 質問票の提出

本募集に関して問い合わせ事項がある場合は、つぎのとおり質問票を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年11月8日（金）午後5時必着
- (2) 提出方法：電子メール
- (3) 提出物：様式5『練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託に係るプロポーザル募集要領』に関する質問票
- (4) 回答方法
質問者名を伏せたうえで、すべての質問と回答を作成（PDF ファイル形式）し、参加申込事業者全員に対し、電子メールで送付する。

11 財務書類の提出

本件プロポーザル方式による事業者選定への参加を希望するものは、つぎのとおり財務書類を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年11月22日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法：持参または郵送
- (3) 提出物
経営関係書類として、つぎの書類を正副1部（計2部）ずつ提出すること。
ア 法人登記事項証明書（過去3か月以内に発行された履歴事項証明書）
イ 法人等の定款
ウ 法人等の経歴書
エ 令和3年度～5年度決算に係る営業報告書または事業概況書（税務署に提出したものの写し）
オ 令和3年度～5年度決算に係るキャッシュフロー計算書

12 辞退届の提出

本件プロポーザル方式による事業者選定への参加を辞退する場合は、つぎのとおり辞退届を提出すること。

- (1) 提出期限：令和6年11月22日（金）午後5時必着
- (2) 提出方法：電子メール
- (3) 提出物：様式6『練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託』プロポーザル参加辞退届

13 提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和6年11月29日（金）午後5時必着
- (2) 提出方法：持参
- (3) 提出物：【別添2】「練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託に関する提案書等作成要領」に則り、つぎのAからキを作成のうえ提出すること。

- ア 提案書
 - イ 仕様書 [別紙3]「システム機能要件適合表」
 - ウ 仕様書 [別紙4]「システム帳票要件適合表」
 - エ 見積書 (A4版で任意書式。要代表者印)
 - オ 様式7「システム事前評価見積書」
- } 正本1部・副本11部

※ システム事前評価見積書には、共通基盤使用料を含めること。共通基盤使用料の算出は、本書の項目9「参加申込書等の提出」のキに定める方法によること。

カ 会社概要 (パンフレット等でも可) 12部

キ 電子記録媒体 正本1枚・副本1枚

※ 下表の書類をCD-ROMに記録し、正副1枚(計2枚)を提出すること。

	提出書類	データ形式
I	提案書	PDF データ形式
II	仕様書 [別紙3]「システム機能要件適合表」	Excel データ形式
III	仕様書 [別紙4]「システム帳票要件適合表」	Excel データ形式
IV	見積書 (A4版で任意書式。要代表者印)	PDF データ形式
V	様式7「システム事前評価見積書」	Excel データ形式

14 選定方法

- (1) 練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を組織し、提案書等に基づく一次審査およびプレゼンテーションに基づく二次審査を実施のうえ、予め定めた評価項目にかかる採点方式により選定する。

なお、一次審査を通過した事業者には二次審査に先立ち、システム担当区職員等および地域包括支援センター職員向けのデモンストレーションを要請する場合があります。当該デモンストレーションを受けたシステム利用者等によるアンケート結果を、二次審査における参考情報とする。

ア 一次審査

一次審査はつぎの要領で行うものとする。

- ① 提案書等の提出書類に基づく審査を行い、一次審査の採点結果は二次審査に引き継ぐものとする。
- ② 審査結果に基づき、上位3者程度を二次審査の対象とする。
- ③ 一次審査の選考結果は、令和6年12月23日(月)(予定)に、参加申込事業者に対し電子メールおよび書面にて通知する。併せて、二次審査対象の事業者には、デモンストレーションの実施を要請する場合があります。

イ デモンストレーション

システム担当区職員等および地域包括支援センター職員を対象としたデモンストレーションはつぎの要領で行うものとする。

- ① 実施日：令和6年12月26日(木)
- ② 対象者：システム担当区職員等および地域包括支援センター職員(それぞれ10

名程度を選抜)

- ③ 実施場所：練馬区立区民・産業プラザ（詳細は別途通知する）
- ④ 時間（質疑応答時間を含む）：50分程度（開始時間等は別途通知する）
- ⑤ 実施方法

システム操作が可能な環境の端末を用意（最大15名分程度の端末を用意すること。）し、操作実演・説明を行うとともにシステム担当区職員等および地域包括支援センター職員に実際に操作体験をさせ、質疑に対し応答すること。デモンストレーションに必要な機材のうち、スクリーンおよびプロジェクターは区が用意する。

ウ 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査はつぎの要領で行うものとする。

- ① 実施日：令和7年1月15日（水）（予定）
- ② 実施場所：練馬区役所会議室（詳細は別途通知する）
- ③ 説明時間：30分（変更となる場合があるため詳細は別途通知する）
- ④ 質疑応答：15分（変更となる場合があるため詳細は別途通知する）
- ⑤ 説明者および参加者

本件を受託した場合に当区を担当する営業担当者等は必ず出席すること。

説明は、本件のプロジェクトリーダーまたはプロジェクトマネージャーが行うこと。その他の参加者については指定しない。ただし、説明者および参加者の総人数は5名までとする。

- ⑥ 説明内容および方法

説明は提案書の内容に沿って行うものとする。この際、必要に応じ提案書の内容を要約した資料を用意すること。要約資料は提案書の内容と齟齬がないよう十分注意すること。

プレゼンテーションに必要な機材のうち、スクリーンおよびプロジェクターは区が用意する。それ以外の機器（パソコン等）は提案者が用意すること。

- ⑦ 質疑応答：選定委員会の委員からの質問に対し分かりやすく簡潔に回答すること。

- (2) 評価項目等は、【別添3】「練馬区地域包括支援センターシステム再構築等業務委託事業者選定基準書」のとおりとする。

15 契約について

- (1) 一次審査、二次審査を経て本件の契約優先候補事業者を選定する。
- (2) 選定結果は、プレゼンテーションを実施した事業者に対して、令和7年2月14日（金）（予定）に電子メールおよび書面にて通知する。
- (3) 契約優先候補事業者に対して、仕様内容の調整および再見積り依頼を経たうえで、本件にかかる契約締結交渉を行う。
- (4) 交渉が不調となったときは、審査結果が次順位の事業者を新たに受託候補とする。
また、契約優先候補事業者が契約締結前に欠格事項に該当した場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合は、当該事業者を失格扱いとし、審査結果が次順位の事

業者を新たに受託候補とする。

- (5) 上記(4)のいずれにも該当しない場合は、令和7年4月までに契約書の取り交わしを行う。

16 その他重要事項

- (1) 本件の提案手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (2) 区に提出された提案書等その他の書類等は一切返却しない。提出物は、本件の事業者選定以外の用途には使用せず、区が責任を持って保管および廃棄を行う。
- (3) 提出された提案書等その他の書類について、記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
- (4) 提出された提案書およびその他の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした参加申込者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権および商標権等の日本国の法律に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、提案者が負うものとする。
- (6) 提出された提案書等は、練馬区情報公開条例の規定による公開請求の対象公文書となり、開示決定される場合がある。提出された提案書等の一部または全部を、著作権法（昭和45年法律48号）第2条第1項第1号に規定する著作物として、同法第18条第3項第3号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合は、提案書等に意思表示する旨および該当箇所を明記すること。
- (7) 本件業者選定情報については、【別添4】「プロポーザル方式による事業者選定情報に係る情報公開基準」に基づき公開する場合がある。
- (8) 本件に係る区からの提示資料は、本件における提案目的以外への使用、第三者への提供、複製・複写、転写を禁止する。また、本件プロポーザル終了後、提案者が確実に処分するものとする。
- (9) 本件において知り得た情報は、区の書面による同意がない限りは、いかなる場合であっても他社に漏洩させることを禁止する。この義務は本件終了後も存続する。
- (10) 本件提案書等の提出後、本件提案書について不知または不明を理由として異議申し立てをすることは認めない。
- (11) 本件の実施に当たり、妨害行為または妨害とみなされる行為を行った提案事業者は、失格となる場合がある。
- (12) 本件は、予算成立前に実施していることから、本件に係る令和7年度以降の契約案件は、各年度における当初予算にかかる議決をもって実施するものとする。本件にかかる予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (13) 本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により別途定める。